

令和5年第1回水戸市議会定例会議案

(追 加)

市議会議案第31号	財産の取得の変更について（水戸市民会館ピアノ）	1
ゝ 第32号	包括外部監査契約の締結について	3
ゝ 第33号	令和4年度水戸市一般会計補正予算（第11号）	5
ゝ 第34号	令和4年度水戸市国民健康保険会計補正予算（第2号）	15
ゝ 第35号	令和4年度水戸市公設地方卸売市場事業会計補正予算（第3号）	17
ゝ 第36号	令和4年度水戸市駐車場事業会計補正予算（第2号）	19
ゝ 第37号	令和4年度水戸市農業集落排水事業会計補正予算（第4号）	23
ゝ 第38号	令和4年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計補正予算（第1号）	25
ゝ 第39号	令和4年度水戸市公共用地先行取得事業会計補正予算（第1号）	27
ゝ 第40号	令和4年度水戸市水道事業会計補正予算（第2号）	29
ゝ 第41号	令和4年度水戸市下水道事業会計補正予算（第2号）	31
報 告 第1号	専決処分について（令和4年度水戸市一般会計補正予算（第10号））	33
ゝ 第2号	専決処分について（水戸市旅館業法施行条例の一部を改正する条例）	37
ゝ 第3号	専決処分について（訴えの提起について）	39
ゝ 第4号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	41
ゝ 第5号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	43
ゝ 第6号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	45
ゝ 第7号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	47
ゝ 第8号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	49
ゝ 第9号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	51
ゝ 第10号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	53
ゝ 第11号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	55

市議会議案第31号

財産の取得の変更について

水戸市民会館ピアノの取得を次のように変更するものとする。

記

令和4年12月20日議決された市議会議案第93号財産の取得についての取得価格中「71,152,620円」を「67,061,720円」に改める。

令和5年3月6日提出

水戸市長 高橋 靖

(参考)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、包括外部監査契約を次のように締結するものとする。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 包括外部監査及び当該監査の結果に関する報告 |
| 2 契約金額 | 12,000,000円を上限とする額 |
| 3 契約の相手方 | 住所 水戸市元吉田町767番地の2
氏名 加藤 溪
資格 公認会計士 |
| 4 契約の期間 | 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで |

令和5年3月6日提出

水戸市長 高橋 靖

(参考)

地方自治法抜粋

(包括外部監査契約の締結)

第252条の36第1項 次に掲げる普通地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

- (1) 都道府県
- (2) 政令で定める市

令和4年度水戸市一般会計補正予算（第11号）

令和4年度水戸市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,481,427千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137,575,639千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加は、「第2表継続費補正1追加」による。

2 継続費の変更は、「第2表継続費補正2変更」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加は、「第4表地方債補正1追加」による。

2 地方債の変更は、「第4表地方債補正2変更」による。

（繰越明許費）

第5条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第5表繰越明許費」による。

令和5年3月6日提出

水戸市長 高橋 靖

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の予算額	補正額	計
12 地方交付税		千円 11,317,000	千円 19,072	千円 11,336,072
	1 地方交付税	11,317,000	19,072	11,336,072
16 国庫支出金		31,021,471	491,117	31,512,588
	2 国庫補助金	10,834,934	491,117	11,326,051
17 県支出金		9,104,010	18,650	9,122,660
	2 県補助金	2,712,806	18,650	2,731,456
19 寄附金		350,000	3,000	353,000
	1 寄附金	350,000	3,000	353,000
20 繰入金		2,181,765	△63,112	2,118,653
	1 基金繰入金	2,175,065	△63,112	2,111,953
23 市債		17,260,000	1,012,700	18,272,700
	1 市債	17,260,000	1,012,700	18,272,700
歳入合計		136,094,212	1,481,427	137,575,639

歳出

款	項	補正前の予算額	補正額	計
2 総務費		千円 21,823,446	千円 △11,159	千円 21,812,287
	1 総務管理費	19,555,747	△11,159	19,544,588
3 民生費		52,778,394	153,936	52,932,330
	1 社会福祉費	24,065,906	△4,600	24,061,306
	2 児童福祉費	18,978,394	158,536	19,136,930
4 衛生費		11,823,522	△36,700	11,786,822
	1 保健所費	5,624,917	3,000	5,627,917
	3 墓園斎場費	639,226	△39,700	599,526
6 農林水産業費		2,048,735	60,000	2,108,735
	1 農業費	2,023,541	60,000	2,083,541
10 教育費		13,055,547	1,315,350	14,370,897
	2 小学校費	4,700,333	1,218,100	5,918,433
	4 幼稚園費	2,386,796	5,250	2,392,046
	6 保健体育費	2,658,938	92,000	2,750,938
歳出合計		136,094,212	1,481,427	137,575,639

第2表 継続費補正

1 追加

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 教育費	2 小学校費	石川小学校長寿命化改良事業	2,132,000	令和4年度	711,200
				令和5年度	247,300
				令和6年度	1,126,500
				令和7年度	47,000

2 変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
3 民生費	1 社会福祉費	(変更前) (仮称)西部いきいき交流センター建設事業 (変更後) いきいき交流センターあかしあ建設事業	715,000	3	134,000	715,000	3	134,000
				4	340,500		4	335,900
				5	240,500		5	245,100
4 衛生費	3 墓園斎場費	新斎場整備事業	3,360,000	4	319,000	3,360,000	4	279,300
				5	2,225,000		5	1,980,800
				6	816,000		6	1,099,900
8 土木費	2 道路橋りょう費	泉町1丁目国道50号上空通路整備事業	329,000	3	260,000	365,000	3	260,000
				4	69,000		4	69,000
				5	-		5	36,000
10 教育費	2 小学校費	渡里小学校長寿命化改良事業	1,940,000	2	691,000	1,940,000	2	691,000
				3	1,146,000		3	1,146,000
				4	103,000		4	57,900
				5	-		5	45,100

第3表 債務負担行為補正

事項	変更前		変更後	
	期間	限度額	期間	限度額
水戸芸術館管理運営に係る債務負担	令和3年度から令和7年度まで	1,177,500	令和3年度から令和7年度まで	1,265,200
水戸市国際交流センター管理運営に係る債務負担	令和3年度から令和7年度まで	147,000	令和3年度から令和7年度まで	155,700
水戸市福祉ボランティア会館等管理運営に係る債務負担	令和3年度から令和7年度まで	5,659,500	令和3年度から令和7年度まで	5,919,200
子育て支援・多世代交流センター管理運営に係る債務負担	令和4年度から令和8年度まで	385,500	令和4年度から令和8年度まで	396,900
水戸市本町駐車場等管理運営に係る債務負担	令和3年度から令和7年度まで	124,900	令和3年度から令和7年度まで	134,800
水戸市立東部図書館等管理運営に係る債務負担	令和3年度から令和7年度まで	1,208,300	令和3年度から令和7年度まで	1,263,800
総合運動公園等管理運営に係る債務負担	令和3年度から令和7年度まで	4,506,500	令和3年度から令和7年度まで	4,615,000

第4表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害援護資金	千円 1,700	普通貸借又は債券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。）なお、公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。
減収補てん	83,600			
法人市民税の減税に伴う調整	378,900			

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
交通政策事業	千円 31,300	普通貸借又は債券発行	1.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。）なお、公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。	千円 31,300	普通貸借又は債券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。）なお、公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。
市民センター整備事業	301,700				301,700			
芸術館整備事業	52,200				52,200			
新市民会館整備事業	7,323,400				7,323,400			
いきいき交流センター整備事業	266,400				266,400			
墓園整備事業	58,500				58,500			
斎場整備事業	234,000				234,000			
清掃事業	72,600				72,600			

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業	千円 74,100				千円 74,100			
農業事業	69,100				69,100			
道路橋りょう事業	1,096,500				1,096,500			
河川事業	330,400				330,400			
都市計画事業	1,716,100				1,744,300			
市営住宅整備事業	208,900				208,900			
消防事業	840,300				840,300			
小学校整備事業	1,218,100				2,104,900			
中学校整備事業	85,900				85,900			
社会教育施設整備事業	34,900				34,900			
体育施設整備事業	114,700				114,700			
教育債借換	375,000				375,000			
臨時財政対策	2,998,000				2,998,000			

第5表 繰越明許費

款	項	事業名	金額		
2 総務費	1 総務管理費	交通政策経費	千円 57,100		
		市民センター整備事業費	21,800		
		新市民会館整備事業費	95,800		
		新市民会館開館準備等経費	5,445		
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳経費	23,454		
3 民生費	1 社会福祉費	総合福祉作業施設運営経費	4,700		
		高齢者福祉施設経費	2,600		
		介護保険推進経費	6,800		
	2 児童福祉費	子育て支援経費	1,500		
		子育て支援・多世代交流センター運営経費	600		
		地域子育て支援拠点経費	3,300		
		障害児福祉経費	53,175		
		市立保育所運営経費	7,700		
		民間保育所等運営経費	40,225		
		地域型保育経費	8,100		
		放課後学級経費	42,800		
		学童クラブ経費	37,136		
		4 衛生費	1 保健所費	新型コロナウイルスワクチン接種経費	620,000
			2 母子保健費	出産・子育て応援ギフト経費	298,500
伴走型相談支援経費	3,300				
3 墓園斎場費	合葬式墓地整備事業費		5,200		
4 清掃費	清掃事務費		3,500		
	清掃工場運営経費		12,000		
	第三最終処分場運営経費		6,200		

款	項	事業名	金額
		旧清掃工場及び周辺環境保全対策経費	千円 49,700
		クリーンセンター運営経費	6,600
6 農林水産業費	1 農業費	経営安定対策経費	60,000
		市単土地改良事業費	3,400
	2 林業費	林業管理経費	14,500
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路管理経費	14,500
		舗装道維持補修費	27,600
		橋りょう維持費	42,700
		道路新設改良事業費	323,400
		側溝新設改良事業費	89,200
		狭あい道路及び後退敷地整備事業費	180,700
		認定外道路整備事業費	5,400
		道路新設改良事業費（内原地区）	274,800
		交通安全施設整備事業費	61,100
		交通安全施設整備事業費（内原地区）	2,500
	橋りょう新設改良事業費	130,000	
	3 河川費	排水路整備事業費	58,400
		河川改良事業費	25,000
	4 都市計画費	市街地整備推進事業費	137,000
		泉町周辺地区整備事業費	92,800
		内原駅周辺地区整備事業費	4,500
		国補街路整備事業費	252,700
単市街路整備事業費		28,700	
都市下水路整備事業費		115,000	
公園等管理費		13,400	
国補公園建設事業費	197,700		

款	項	事業名	金額
		単市公園建設事業費	千円 7,900
		千波湖浄化経費	17,800
	5 住宅費	住宅整備事業費	242,200
9 消防費	1 消防費	消防機械力整備事業費	129,800
10 教育費	2 小学校費	小学校給食管理費	152,000
		小学校施設設備整備事業費	302,300
		見川小学校校舎改築事業費	156,200
		石川小学校長寿命化改良事業費	38,200
		梅が丘小学校屋内運動場長寿命化改良事業費	187,000
	3 中学校費	中学校施設設備整備事業費	20,100
	4 幼稚園費	幼稚園運営経費	5,250
	5 社会教育費	大串貝塚ふれあい公園運営経費	12,600
	6 保健体育費	体育施設整備事業費	49,000
		学校給食共同調理場運営経費	92,000

市議会議案第34号

令和4年度水戸市国民健康保険会計補正予算（第2号）

令和4年度水戸市の国民健康保険会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ380,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,117,767千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月6日提出

水戸市長 高橋 靖

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
4 県支出金		千円 14,976,213	千円 380,000	千円 15,356,213
	2 県補助金	14,933,705	380,000	15,313,705
歳 入 合 計		21,737,767	380,000	22,117,767

歳 出

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
2 保険給付費		千円 14,753,000	千円 380,000	千円 15,133,000
	1 療養諸費	12,752,358	380,000	13,132,358
歳 出 合 計		21,737,767	380,000	22,117,767

市議会議案第35号

令和4年度水戸市公設地方卸売市場事業会計補正予算（第3号）

令和4年度水戸市の公設地方卸売市場事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（地方債の補正）

第1条 地方債の変更は、「第1表地方債補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

令和5年3月6日提出

水戸市長 高橋 靖

第1表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
市場整備事業	千円 314,000	普通貸借又は債券発行	1.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。） なお、公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。	千円 314,000	普通貸借又は債券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。） なお、公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。

第2表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
1 卸売市場費	1 卸売市場費	施設整備事業費	千円 81,500

市議会議案第36号

令和4年度水戸市駐車場事業会計補正予算（第2号）

令和4年度水戸市の駐車場事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（継続費の補正）

第1条 継続費の変更は、「第1表継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

（繰越明許費）

第4条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第4表繰越明許費」による。

令和5年3月6日提出

水戸市長 高橋 靖

第1表 継続費補正

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 駐車場費	1 駐車場費	(変更前) (仮称)水戸芸術館東地区駐車場整備事業	千円 1,257,000	3	千円 566,000
				4	685,000
		(変更後) 五軒町立体駐車場整備事業		5	6,000

第2表 債務負担行為補正

事項	変更前		変更後	
	期間	限度額	期間	限度額
水戸市赤塚駅北口駐車場管理運営に係る債務負担	令和3年度から令和7年度まで	千円 123,800	令和3年度から令和7年度まで	千円 132,600

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
駐車場事業	千円 632,900	普通貸借又は債券発行	1.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内(据置期間を含む。)なお、公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。	千円 632,900	普通貸借又は債券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内(据置期間を含む。)なお、公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。

第4表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 駐車場費	1 駐車場費	赤塚駅北口駐車場整備事業費	千円 25,300

市議会議案第37号

令和4年度水戸市農業集落排水事業会計補正予算（第4号）

令和4年度水戸市の農業集落排水事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。
（地方債の補正）

第1条 地方債の変更は、「別表地方債補正」による。

令和5年3月6日提出

水戸市長 高橋 靖

別表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
農業集落排水事業	千円 37,100	普通貸借又は債券発行	1.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。） なお、公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。	千円 37,100	普通貸借又は債券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。） なお、公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。

市議会議案第38号

令和4年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計補正予算（第1号）

令和4年度水戸市の東前第二土地区画整理事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「別表繰越明許費」による。

令和5年3月6日提出

水戸市長 高橋 靖

別表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 東前第二土地区画整理事業費	1 東前第二土地区画整理事業費	東前第二土地区画整理事業費	千円 105,000

市議会議案第39号

令和4年度水戸市公共用地先行取得事業会計補正予算（第1号）

令和4年度水戸市の公共用地先行取得事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ242,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ208,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月6日提出

水戸市長 高橋 靖

別表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の予算額	補正額	計
4 市債		千円 242,000	千円 △242,000	千円 0
	1 市債	242,000	△242,000	0
歳入合計		450,700	△242,000	208,700

歳出

款	項	補正前の予算額	補正額	計
1 公共用地先行取得事業費		千円 242,000	千円 △242,000	千円 0
	1 公共用地先行取得事業費	242,000	△242,000	0
歳出合計		450,700	△242,000	208,700

市議会議案第40号

令和4年度水戸市水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和4年度水戸市の水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度水道事業会計予算第6条を次のとおり改める。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	千円 2,001,100	普通貸借又は債券発行	1.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。	千円 2,001,100	普通貸借又は債券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。

令和5年3月6日提出

水戸市長 高橋 靖

令和4年度水戸市下水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和4年度水戸市の下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度下水道事業会計予算第7条を次のとおり改める。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道事業	千円 2,832,600	普通貸借又は債券発行	1.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。	千円 2,832,600	普通貸借又は債券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。

令和5年3月6日提出

水戸市長 高 橋 靖

報告第1号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和4年度水戸市一般会計補正予算（第10号）を別紙のように処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものである。

令和5年3月6日提出

水戸市長 高橋 靖

令和4年度水戸市一般会計補正予算（第10号）

令和4年度水戸市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ301,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136,094,212千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

上記については、市議会の議決に代え、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により処分するものである。

令和5年1月25日処分

水戸市長 高橋 靖

歳入

款	項	補正前の予算額	補正額	計
16 国庫支出金		千円 30,819,405	千円 202,066	千円 31,021,471
	2 国庫補助金	10,632,868	202,066	10,834,934
17 県支出金		9,054,144	49,866	9,104,010
	2 県補助金	2,662,940	49,866	2,712,806
21 繰越金		5,479,256	49,868	5,529,124
	1 繰越金	5,479,256	49,868	5,529,124
歳入合計		135,792,412	301,800	136,094,212

歳出

款	項	補正前の予算額	補正額	計
4 衛生費		千円 11,521,722	千円 301,800	千円 11,823,522
	2 母子保健費	624,769	301,800	926,569
歳出合計		135,792,412	301,800	136,094,212

報告第2号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市旅館業法施行条例の一部を改正する条例について、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和5年3月6日提出

水戸市長 高橋 靖

別 紙

水戸市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

水戸市旅館業法施行条例（令和元年水戸市条例第30号）の一部を次のように改正する。
第4条第1項第2号中「第29条に規定する」を「第31条第1項の規定による指定を受けた」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

上記については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により処分するものである。

令和5年2月13日処分

水戸市長 高 橋 靖

報告第3号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、訴えの提起について、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和5年3月6日提出

水戸市長 高 橋 靖

和解及び損害賠償の額を定めることについて

で発生した事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事故発生日時	令和4年8月25日 午後4時頃
事故発生場所	
和解の相手方	
事故の概要	北消防署職員は、上記場所に許可を得て一時的に駐車した消防車を出場させる際、相手方所有のマンホールの上を走行した。 この結果、マンホールの蓋が損傷したものである。
和解の条件	市は、に対し、損害賠償金として23,100円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和5年2月10日処分

水戸市長 高橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市元石川町2838番地先で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和5年3月6日提出

水戸市長 高橋 靖

別紙

和解及び損害賠償の額を定めることについて

水戸市元石川町2778番地先で発生した事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事故発生日時	令和4年12月10日 午後5時頃
事故発生場所	水戸市元石川町2778番地先
和解の相手方	●●●●●●●● ●●●●●●●●
事故の概要	上記場所の市道の舗装が欠損していたため、当該欠損部分を走行した相手方の車両が損傷したものである。
和解の条件	市は、●●●●●●●●に対し、損害賠償金として69,962円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和5年1月25日処分

水戸市長 高橋 靖

報告第9号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市城南2丁目12番3地先で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和5年3月6日提出

水戸市長 高橋 靖

